

## 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁済に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、評議員、各種委員会等の構成員（常勤の役員を除く。）に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第 2 条 本会の会長の報酬は、月額 120,000 円とする。

2 本会の常務理事の報酬は、月額 260,000 円とする。

### (費用弁償)

第 3 条 理事会、評議員会、各種委員会等の構成員が理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、費用弁償として日額 3,500 円を支給する。

### (旅費)

第 4 条 理事、評議員、各種委員会等の構成員がその職務を遂行するために旅行したときは、吉田町職員等の旅費に関する条例に規定する旅費に相当する額に準じて支給する。

### (委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 14 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。